

児童相談所の運営状況及び社会的養育の推進に向けた取り組み状況について

1 主旨

区は、令和2年4月に児童相談所を開設するとともに、児童福祉法施行令第45条の2の規定に基づく社会的養育の推進に向けた取り組み等を開始した。今般、これらの取り組み状況を取りまとめたので、報告する。

2 児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的運用の状況 5ページ【別紙1】参照

児童相談所設置に向けたこの間の議論において、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの二元的な児童相談体制の下で生じる様々な問題が指摘されてきた。

区は、一貫した初動対応や、アセスメントの共有など、両機関の一元的運用により適切な援助活動を行っている。

3 児童にかかる相談援助活動の状況

(1) 児童虐待相談への対応状況

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除に伴い、児童の小中学校等への登校が再開されたことにより、学校等からの児童虐待通告が増加している。これにより、6月以降の児童虐待の相談対応件数も増加している。

【表1】児童虐待相談対応件数（各月の新規対応件数を計上。不受理となった通告等は除く。単位：件）

相談経路	時点	平成30年度 (年度合計)	令和元年度 (年度合計)	令和2年			
				4月	5月	6月	計
児童相談所		1,043	1,439	68	62	149	279
子ども家庭支援センター		900	1,265	43	125	178	346
合計		1,943	2,704	111	187	327	625

速報値

【表2】児童相談所が対応中の相談ケースの状況

(単位：件)

内容	時点	令和2年 4月当初	4～6月		令和2年 6月末現在(増減)
			新規 対応件数	終了した ケース数	
被虐待相談		260	279	83	456(+196)
養護相談(被虐待相談除く)		216	21	168	69(147)
障害相談		52	34	44	42(10)
非行相談		56	15	4	67(+11)
育成相談		24	9	11	22(2)
その他の相談		104	1	83	22(82)
合計		712	359	393	678(34)

<参考1> 児童相談所への児童虐待通告件数 (単位:件)

相談経路	時点	令和2年			
		4月	5月	6月	計
児童相談所		129	175	226	530
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」		23	45	50	118
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」		23	50	89	162
その他(警察署からの書類通告等)		83	80	87	250

<参考1> 「通告件数」と【表1】「対応件数」の関係

<参考1> 「通告件数」は、児童虐待の相談・通告として寄せられた電話等の件数であり、不受理となったものや、同一ケースの重複を含む。

【表1】の「対応件数」は、受理された通告に基づき、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を指す(国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較・検証などに用いられている)。

通告 通告受理 相談対応という相談援助活動の流れの中で、どの時点のケースを指すかにより件数は異なるため、<参考1> 「通告件数」と【表1】の「対応件数」は一致しない。

なお、都世田谷児童相談所の虐待相談受理件数は、平成30年度は1,097件、令和元年度は集計中である(児童虐待通告件数の公表はなし)。

(2) 一時保護の状況について

- 児童虐待相談対応件数の月ごとの増加に伴い、保護件数が増加している。

【表3】 区の児童の一時保護の件数(人数) (単位:人)

区分	時点	令和2年 3月	令和2年 4月	5月	6月	4~6月 計
新規保護児童数		-	9	6	18	33
月末時点の保護児童数 (前月比増減)		11	12 (+1)	12 (0)	19 (+7)	-

【表4】 区の児童の一時保護の方法 (単位:人)

区分	児童数
新規保護(4~6月計)	33
うち区の一時保護所での保護	29
その他	4

【表5】 区の児童の一時保護の理由 (単位:人)

区分	児童数
被虐待	18
養育困難	11
非行	2
その他	2
合計	33

令和2年4月~6月の新規保護児童(区の児童)の実人数を計上(保護時点における保護理由を計上)。

【表6】 区の一時保護所の状況 (単位:人)

	区の児童	他自治体の児童	合計
合計	29	2	31
幼児(2歳~5歳)	4	0	4
学齢男子	17	0	17
学齢女子	8	2	10

令和2年4~6月の保護人数(実人数)を計上

<参考2> 令和2年7月1日時点における一時保護所入所率及び児童一人当たりの平均保護日数

区分	令和2年7月1日時点
入所定員(A)	26人
1日当たり平均入所数(B)	7.8人
平均入所率(B÷A)	30.0%
一人当たり平均保護日数	22.1日

<参考3> 令和2年8月15日現在の区の一時的保護所の状況 (単位:人)

	区の児童	他自治体の児童	合計	定員数
合計	24	0	24	26
幼児(2歳~5歳)	4	0	4	6
学齢男子	14	0	14	12
学齢女子	6	0	6	8

<参考4> 都の一時的保護 (単位:人)

区分	時点	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
都の一時的保護 ¹		2,722	2,918	2,887	3,409	3,725 ^{2,3}

1 都全体の一時的保護所での保護と、一時保護委託の合計児童数(出典:東京都児童相談所事業概要より。)

2 速報値

3 都世田谷児童相談所の令和元年度の一時的保護 一時保護所102人 一時保護委託79人 合計181人

(3) 里親・児童養護施設・障害児施設等への入所措置等の状況(令和2年6月末時点)

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を背景としながらも、都や児童相談所設置区との広域調整を活用しながら、適切に入所措置・養育委託を実施している。

【表7】 区の児童の入所措置等の状況

(単位:人)

区分	時点	令和2年 3月末	令和2年6月末現在		
			区内	区外	合計(増減)
里親		21	7	14	21(0)
乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等		115	11	92	103(12)
障害児施設		13	0	13	13(0)
合計		149	18	119	137(12)

【表8】 区の児童の新規入所措置等

(単位:人)

区分	令和2年3月	4月	5月	6月	4~6月計	
育 新 規 入 所 ・ 養 育 委 託	里親	-	0	1	2	3
	乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設等	-	1	0	3	4
	障害児施設	-	1	0	0	1
月末時点の入所措置・養育委託児童数	149	140	137	137	-	

【表9】 区の児童の入所措置等の理由

区分	児童数
被虐待	70
養育困難	27
非行	15
その他	25
合計	137

令和2年6月末現在の入所措置・養育委託児童の内訳を計上

4 社会的養育の推進に向けた取り組み状況 9ページ【別紙2】参照

- ・区は、里親家庭の普及・促進に向け、児童相談所内への相談専用窓口の設置や、ホームページの開設、里親の養育力向上を目指す研修・トレーニングの実施などに取り組んでいる。
- ・また、里親家庭と児童のマッチングにあたっては、里親担当児童福祉司や里親対応専門員（非常勤）を配置するとともに、児童にとって最善の里親家庭を探すための都区全域でマッチングを実施している。
- ・さらに、年度内において、Twitter や LINE を活用した情報発信による里親制度の認知向上、養育家庭体験発表会等の実施、里親制度説明会の開催（今年度はオンラインの活用を検討中）などを予定している。

5 世田谷区児童福祉審議会の開催状況

(1) 審議会の設置と開催状況について

- ・世田谷区児童福祉審議会は、児童福祉法第8条に基づき、世田谷区児童福祉審議会条例により設置された児童福祉等について審議する区長の附属機関である。
- ・今年4月の児童相談所開設と同時に児童福祉審議会を設置し、同5月に第1回本委員会を開催した（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催）。

(2) 各部会の開催状況について

- ・世田谷区児童福祉審議会における所掌事項については、各部会を設置し調査審議を行っている。

<参考> 各部会の開催状況（令和2年8月末現在）

里親部会

- ・所掌事項：里親の認定に関する審議等
- ・1回開催（年3回開催予定）

措置部会

- ・所掌事項：施設入所措置等の児童相談所の援助方針と、子どもまたはその保護者の意向が一致しない場合の審議等
- ・4回開催（毎月開催予定）

児童虐待死亡事例等検証部会

- ・所掌事項：児童虐待による死亡事例等の分析及び児童虐待の予防、早期発見等にかかる調査研究及び検証
- ・1回開催（年2回開催予定）

保育部会

- ・所掌事項：保育所及び地域型保育事業の認可にかかる審議等
- ・2回開催（年4回開催予定）

臨時部会

- ・所掌事項：社会的養育推進計画の策定にあたってのその内容の検討
- ・2回開催（年6回程度開催予定）

6 今後のスケジュール（予定）

令和2年 11月 福祉保健常任委員会（上半期の児童相談所の運営状況の報告）

令和3年 5月 福祉保健常任委員会（令和2年度の児童相談所の運営状況の報告）

児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的運用の状況

児童相談所設置に向けたこの間の議論において、都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの二元的な児童相談体制の下で生じる様々な問題が指摘されてきた。

区は、一貫した初動対応や、アセスメントの共有など、両機関の一元的運用により適切な援助活動を行っている。

1 概況

- ・日常から、子ども家庭支援センターと児童相談所は、合同会議等で支援方針等を共有するとともに、リスク判断にあたって共通のアセスメントシートを用いるなどにより、リスクに対する視点の統一を図っている。
- ・これにより、子ども家庭支援センターが支援しているケースについても、必要に応じて早期の一時保護を行い、その後の支援に速やかにつなげるなど、一元的運用のメリットを発揮した相談援助活動が展開されている。

< 参考事例 >

○子ども家庭支援センターが従来から支援にあたっている児童について、学校から新たな虐待の兆候があるとの連絡があった際などに、児童相談所は、学校訪問に速やかに同行し、必要に応じて即時に児童の一時保護を行う等の対応を行っている。

○児童相談所は、虐待が深刻化・重篤化する前の早期の段階で一時保護を実施し、児童の心理・行動診断などを迅速に行うとともに、これらを踏まえた家族との話し合いや指導を重ねるなど、児童の安全が保障された在宅生活のための環境整備に努めている。こうした児童相談所の援助方針や、在宅生活を見守るうえで必要な情報は、子ども家庭支援センターとも適宜共有し、児童が在宅生活に復帰する際には、両機関の協議により、適切な子育て支援のメニューを選択して家庭に提供するなど、その後の支援につなげている。

○一時保護期間が長期となることによる問題が指摘される中、区の一時保護の平均日数は、令和2年7月現在22.1日となっており、これまでの都下における保護の平均日数の約半分となっている。これは、一元的運用による適切な一時保護や支援の実施により、スムーズに児童の安全な家庭生活と見守りにつなげられていることの表れと考えられる。引き続き一元的運用のメリットを活かした適切な相談援助活動に努めるとともに、今後、詳細な分析と現状把握に努め、さらなる運用の改善を図っていく。

2 一元的運用の主な取り組み内容

(1) チームとしての顔の見える職員体制

- ・ 子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、一つのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。
- ・ 子ども家庭支援センターが月1回開催する要保護児童支援協議会進行管理部会に児童相談所の地域担当SVや児童福祉司が出席し、ケースの進行管理や意見交換を行うことで、双方の地区担当の顔の見える関係づくりを行っている。

< 児童相談所の児童福祉司の職員体制 >

児童福祉司の担当		内訳(人)	業務内容等
地域支援担当	世田谷・北沢	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虐待、養護、非行に関すること 地域ごとにSV、フリー担当、地区担当の児童福祉司を配置している。地区担当児童福祉司の担当区域は、子ども家庭支援センターのケースワーカーの担当区域にあわせて定められており、両者は日常的に情報共有と連携を行う。
	玉川	5	
	砧・烏山	10	
統括支援担当		2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談、指導部門の総括 ・ ケース全体の進行管理 ・ 援助方針会議の主宰
育成担当		4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 性格行動、障害に関すること
支援調整担当		5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親子支援(家族再統合)に関すること ・ 社会的養護(里親支援等)に関すること ・ 調査研究研修に関すること ・ その他専門分野に関すること
合計		36	

令和2年7月末現在の児童相談所職員配置・業務分担。SV含む。

(2) 一貫した初動対応

- ・ 世田谷区児童虐待通告ダイヤル(0120-52-8343)、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、区の児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としている。
- ・ 児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭センターが迅速に児童の安全確認を行っている。
- ・ 子ども家庭支援センターが児童の安全確認を行ったケースについても、児童相談所と情報を共有し、その後の調査や支援の際、必要に応じて児童相談所も訪問に同行する等の連携を図っている。

令和2年4月～6月の児童相談所による安全確認は262件、子ども家庭支援センターによる安全確認は227件となっている。

(3) アセスメントの共有

- ・子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。
- ・また、チームとしての顔の見える職員体制の下、共同して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討など、日々の業務の中できめ細やかな連携を図っている。
- ・これに加え、毎月「合同会議」を行い、共同して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討とともに、それぞれが担当するケースの情報共有等を行っている。

3 課題と今後の取り組み

(1) 家庭の抱える問題の複雑化・多様化への対応

- ・児童相談所と子ども家庭支援センターが連携して相談援助活動を行うにあたり、想定と異なる臨機応変な連携を必要とするケースが数多く生じており、家庭の抱える問題の複雑化・多様化に伴い、今後もこのようなケースは増加するものと見込まれている。
- ・児童相談所と子ども家庭支援センターは、こうした事例に際し、より効率的かつ確実に援助活動を展開できるよう、知識・技術の習得に向けた職員研修の充実を図るとともに、職員間で事例を共有し、共同して事例検討やマニュアル改訂に取り組むものとする。

職員研修の充実の取り組み内容

- ・子ども家庭支援センター及び児童相談所の職員を対象に、新任・横転者研修や現任・専門研修、SV研修など重層的な研修を実施し、顔の見える関係の醸成と、双方に共通するケースワークの基礎や、職員のレベルに合わせた専門知識等を学び深める場としている。
- ・子ども家庭支援センターは、区市町村子ども家庭総合支援拠点として子ども家庭支援全般に係る業務を担うためのソーシャルワーク力が求められ、児童相談所は法的介入についての知識や技能が求められるなど、それぞれの機能に応じた専門性の向上を図る必要があるため、組織内部での研修についても充実させていく。
- ・全国規模で行われている学会や研究会に積極的に職員を参加させて、最新の学術研究や、他自治体の取り組み等の情報収集を行い、職員のスキルアップの向上に活用していく。

(2) 児童相談行政の専門性の維持・向上

将来を見据え、児童相談所と子ども家庭支援センターの一元的運用によるメリットを引き続き最大限発揮できるよう、求められる能力・資質を備えた人材の効果的な確保・育成、児童相談所業務の第三者評価の導入、AI（人工知能）の活用など、国の方針や最新技術を取り入れた児童相談行政の専門性の維持・向上などに取り組むものとする。

**【参考】都の児童相談所と区の子ども家庭支援センターの
二元的な児童相談体制の下で生じる課題についての指摘**

(「世田谷区における効果的な児童相談行政の推進について 中間報告(平成30年1月)」抜粋)

- ・ 虐待の通告・相談は、児童相談所と5つの各総合支所の子ども家庭支援センターで受け付けており、電話を受けた職員(組織)において、現場確認等の初期対応を行うこととなっている。
- ・ その後の対応については、「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」に基づき児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担を決めているが、双方の役割についての認識や、事例に対するアセスメント・危機感が一致せず、連絡調整がスムーズに行われていない事例がある。
- ・ その背景には、児童相談所と子ども家庭支援センター双方の業務負担の増加があると思われる。業務量の増加に対応するためには、児童相談所としては、その対応しているケースの一部を担えるよう子ども家庭支援センターの調査力や対応力の向上を期待する一方、子ども家庭支援センターとしては、児童相談所に対して高い専門性を発揮してスムーズにケースを引継ぐことを期待している状況にある。
- ・ こうした双方の「期待」の食い違いの結果が、ケースを巡ってどちらが担当するかの連絡調整を困難にしている要因となっているが、お互いに対して期待する機能の向上や役割分担の徹底は、これまでの東京都と区の二元体制の下では実現が困難な状況にある。
- ・ 子ども家庭支援センターのケースワーカーが抱えるケース数がさらに増加し、きめ細かな対応が困難になることにより、一時保護が必要なケースを子ども家庭支援センターが潜在的に抱える危険性が高まることなどが危惧される。
- ・ また、長期ネグレクトなど、専門的な対応によらなければ早期の解決が困難なケースについて、児童相談所と連携し速やかに対応しなければ、子ども家庭支援センターが抱えるケース数の増加に歯止めがかからない状況が続くと考えられる。
- ・ 「子供家庭支援センターと児童相談所の共有ガイドライン」に基づき、通告を受けた機関が初期対応を行うこととなっているため、地域支援が必要な泣き声通告なども、児童相談所が初期対応している。また、子どもの面前でのDV事案での警察からの書類通告等が急増し対応に追われ、子ども家庭支援センターが求める、専門性を要する相談等に十分対応できていない状況にある。

社会的養育の推進に向けた取り組み状況

- ・区は、里親家庭の普及・促進に向け、児童相談所内への相談専用窓口の設置や、ホームページの開設、里親の養育力向上を目指す研修・トレーニングの実施などに取り組んでいる。
- ・また、里親家庭と児童のマッチングにあたっては、里親担当児童福祉司や里親対応専門員(非常勤)を配置するとともに、児童にとって最善の里親家庭を探すための都区全域でマッチングを実施している。
- ・さらに、年度内において、Twitter や LINE を活用した情報発信による里親制度の認知向上、養育家庭体験発表会等の実施、里親制度説明会の開催(今年度はオンラインの活用を検討中)などを予定している。

1 実施体制と取り組みの状況

(1) リクルート・研修の実施状況

実施形態

リクルート・研修業務は、令和2年4月より委託により実施している(社会福祉法人東京育成園 に令和2年4月から業務委託)。

社会福祉法人東京育成園...世田谷区内で児童養護施設・保育園を運営している。令和元年12月にプロポーザルにより選定(令和2年2月4日福祉保健常任委員会報告)。

主な取り組み

ア、児童相談所への相談専用窓口の設置

窓口には事業者の職員が常時1名在席し、里親希望者の問い合わせや来所相談に対応している。

イ、HPの開設

令和2年8月31日開設。里親制度についての説明の他、今後、里親インタビュー記事などの掲載を予定している(URL <https://seta-oya.com>)。

ウ、研修の実施

里親の認定・登録更新に係る法定研修の他、里親の養育力向上を目指す研修やトレーニングを実施している。

【参考】里親登録に向けた手続きの流れ

児童相談所への問い合わせ、要件の確認、面接 <委託>

認定前研修申し込み・受講 <委託>

認定の申請 <委託>

児童相談所による家庭調査、面接

児童副審議会里親部会での認定の審議

認定・登録

(2) 里親家庭と児童のマッチング

- ・児童相談所に里親担当児童福祉司(1名)と里親対応専門員(1名・非常勤職員)を配置し、マッチング等の業務を専任で実施している。
- ・マッチングは、児童にとって最善の里親家庭を探すため、都区による広域調整の一環として、都区全域で情報共有を行い、マッチング業務を実施している。

(3) 養育委託後の支援

- ・東京都で実施していた「チーム養育」体制¹を継続し、各関係機関が連携しながら、それぞれの役割に応じた専門的な支援をする。
- ・里子の社会的自立の促進・安定を図るため、里親支援機関²に自立支援相談員を配置し、自立を目指す里子(措置解除後も含む)や里親の相談援助を実施している³。

1 「チーム養育」の主な構成機関...児童相談所、児童相談支援課、里親支援機関、世田谷区子ども家庭支援センター、東京養育家庭の会、里親支援専門相談員、区内の学校や医療機関等

2 里親支援機関...区では東京公認心理師協会に委託。里親カウンセリングや自立支援など、養育委託後の相談・支援を主に担っている。

3 里子の社会的自立の促進・安定に向けては、今後、さらに個々の児童にあわせた自立支援が展開できるよう、家庭での生活を経験する機会の設定や、支援や見守りに携わる地域の人材確保・育成など、多様な支援メニューの整備に引き続き取り組む。また、せたがや若者フェアスタート事業を継続し、関係機関と連携した情報共有や切れ目のない支援を展開するとともに、より効果的な支援に向け、有識者、支援団体等との意見交換を行い、必要となる制度の見直しに引き続き取り組む。

2 里親家庭の登録等の状況(令和2年7月1日現在)

(1) 里親登録家庭数と養育されている児童の状況

区分	区内の里親	区外の里親	合計
里親家庭の登録数 ¹	79家庭	907家庭 ²	986家庭
養育家庭里親	43家庭		
養子縁組里親	36家庭		
養育委託中の区の児童	7人	14人	21人(A)
区外児童	17人	-	-

1 令和2年7月末時点の養育家庭、養子縁組里親の合計

2 令和2年5月末時点

<参考> 区の児童の里親等委託率

ファミリーホームに委託されている区の児童(B)	里親・ファミリーホーム以外の施設等に入所措置されている区の児童(C)	代替養育されている児童(A+B+C)	里親等委託率 (A+B)/(A+B+C)
3人	94人	118人	20.3%

<参考> 登録家庭数の推移(各年度末現在)

年度(各年度末)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
登録家庭数(前年度比)	42家庭	57家庭(+15)	64家庭(+7)	80家庭(+16)

(2) その他の状況

児童相談所(フォスタリング機関含む)への問い合わせ・案内の件数

令和2年4~7月 合計23件

認定手続きを行った家庭

令和2年8月の児童福祉審議会里親部会において認定審査を行った家庭 3家庭

- (内訳) 養育家庭(親族) 1家庭(扶養義務のない親族が要保護児童の養育を行う場合の里親制度)
- 専門養育家庭 1家庭(専門的ケアを必要とする児童を養育する専門性の高い里親)
- 養子縁組里親 1家庭

登録に向けた研修受講中の家庭

令和2年7月末時点：養育家庭(親族)1家庭、養子縁組里親3家庭 ほか

(3) 今後の里親拡充の取り組み

SNSの活用

Twitter や LINE を活用した情報発信により、里親制度の認知向上を図る。

養育家庭体験発表会の実施

児童虐待防止講演会と合同で実施予定(今年度はオンラインの活用も検討中)。

令和元年度:サヘルローズ氏による講演、里親及び里子経験者による体験談の発表、パネルディスカッションを実施(参加者171名)。

里親制度説明会の開催

里親制度の説明会と併せ、社会的養護や子育て支援等に関する映画上映を実施し、社会的養護等に関心のある層の来場を促す(今年度はオンラインの活用を検討中)。